

三島市立北上小学校いじめ防止等の基本方針

平成26年5月26日策定
令和7年10月1日更新

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた児童の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、どの児童たちにもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

(1) いじめ問題に取り組むための組織

ア 「いじめ防止対策委員会」

(a) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年度当初と学校評価結果の検討の際に開催する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーター及びを含め、委員会を開催するなどして、いじめを認知、またはいじめと思われる事案を把握した場合の組織的対応について、教職員個人で判断せずに、組織を活用して、いじめの解消に向けて取り組む。

(b) 下記に取り組む

- ・ いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証（年2回）
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・ いじめの状況把握及び分析
- ・ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援
- ・ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・ 専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・ 三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等を行う。
- ・ その他いじめ防止に関わること

- イ 「生徒指導部会」
 - ・校務分掌の生徒指導担当職員により、年6回児童の情報交換を行い、「いじめ防止対策委員会」に気になる児童の様子を伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は招集を求める。
- ウ 「生徒指導情報交換」
 - ・職員会議の中で、全教職員で該当する児童について、現状や指導についての情報の交換及び対応について共有を行う。
- エ 「北上小学校地域いじめ防止対策委員会」
 - ・いじめ防止に地域で取り組むため、学校や学校運営協議会員等による「北上小学校地域いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年度当初に開催し、必要に応じて、招集する。

(2) いじめの未然防止のための取組

- ア 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - (a) 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・すべての児童が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくり
 - ・規律正しい生活・・・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等
 - (b) 「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動
 - ・学校行事を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする。
 - ・児童会活動における異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - イ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - (a) 命を大切にする学習の推進
 - 学校教育活動全体を通して、自分の命も他者の命も大切にできる児童を育てる。
 - (b) 道徳授業の充実・・・体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実を図る。
 - (c) ハートタイム
 - 朝活動の時間を使って、エンカウンターや仲間づくり、ソーシャルスキルトレーニングなどの活動を行い、児童の心を育てる。
 - (d) 人間関係づくり
 - 人間関係づくりプログラムを実施したり、児童会活動としてよりよい人間関係づくりを推進したりする。
 - (e) 人権・同和教育の着実な推進
 - ・年間指導計画に基づいて全校体制で実施する。
 - ・教師自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気をつける。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- ア いじめの早期発見に努める

- (a) 全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。

- (b) 定期的に実施する学年部会や生徒指導部会で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席したり遅刻や欠席が多かったりする児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施する。
- (c) 低・中・高学年の発達段階によって児童の実態や対応策は変わってくるため、学年部や学年団で相談をし、対応の仕方を考える。
- (d) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたらせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (e) 年4回の児童に対する「心のアンケート」と教育相談により、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- (f) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。
- イ　いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- (a) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、または、対応不要であると個人で判断せずに校長以下全ての教員が対応を協議し、組織的に対応方針を決定する。その後、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (b) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (c) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- (d) 学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
- (e) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (f) いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実に行い、生徒指導主任が確認を行う。
- (g) いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。
- (h) いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は「いじめの防止等の基本的な方針」を含めて見直しを検討し、措置を講じる。
- (i) いじめが解消している状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。
- ウ　家庭や地域、関係機関と連携した取組
- (a) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- (b) 職員会議で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- (c) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

3 重大事態への対処

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、速やかに調査を開始する。なお、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会を通して三島市長に報告する。
- (2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。（不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。）
 - ・学校が調査主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の付属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ・調査開始前の事前説明や調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)する。
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。
 - ・調査結果を踏まえて、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援や配慮を行っていく。
 - ・調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。
- (5) いじめを行った児童生徒及びその保護者に対し、説明を行う。
 - ・いじめを行った児童生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係について説明し、個別に指導を行う。
 - ・情報提供に当たっては、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を踏まえたうえで説明を行う。
- (6) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4 その他

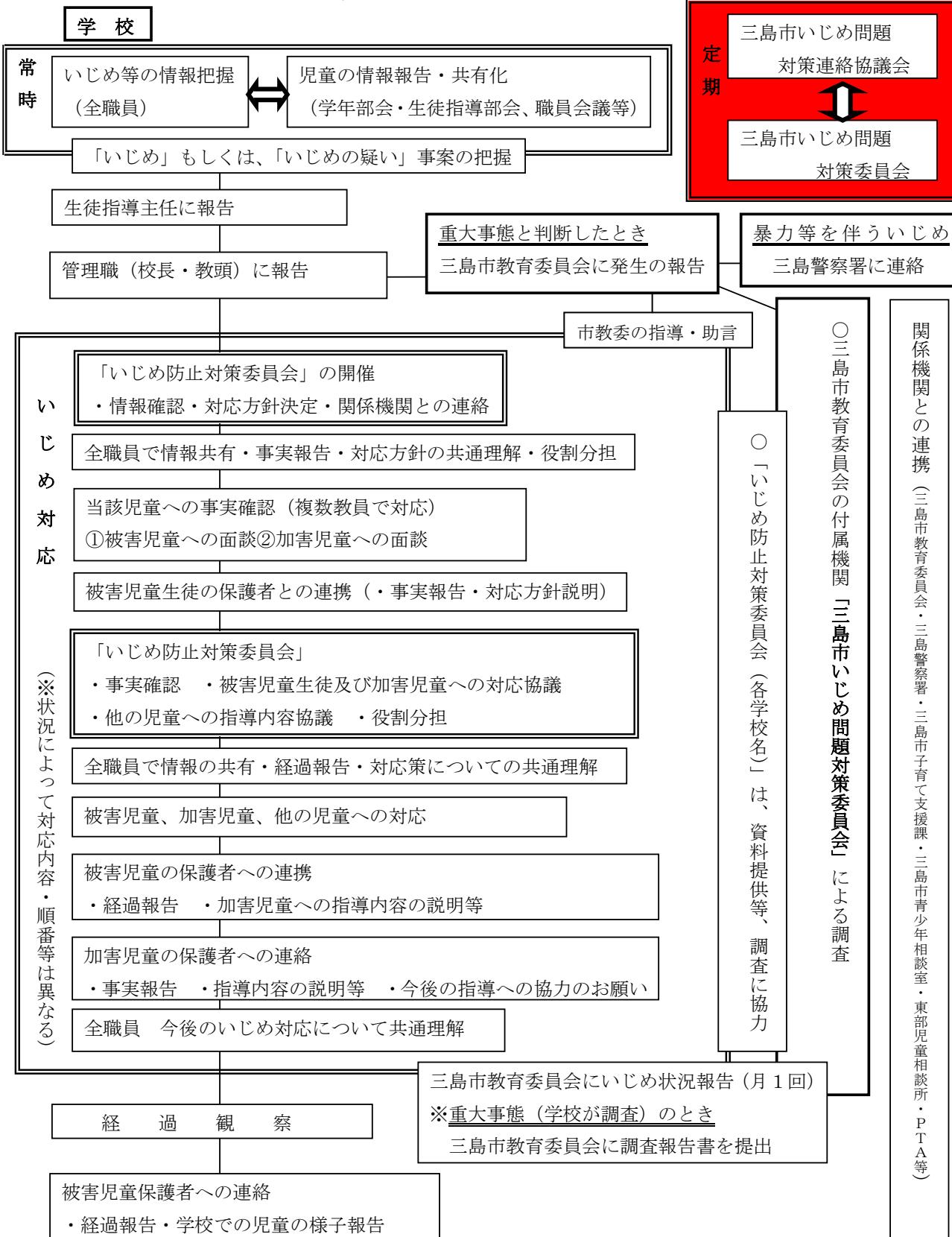
(1) いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

- (2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、児童の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。
- (3) いじめ対応の流れ（別添）
- (4) いじめ対策の年間計画（別添）
- (5) 教育相談窓口（別添）

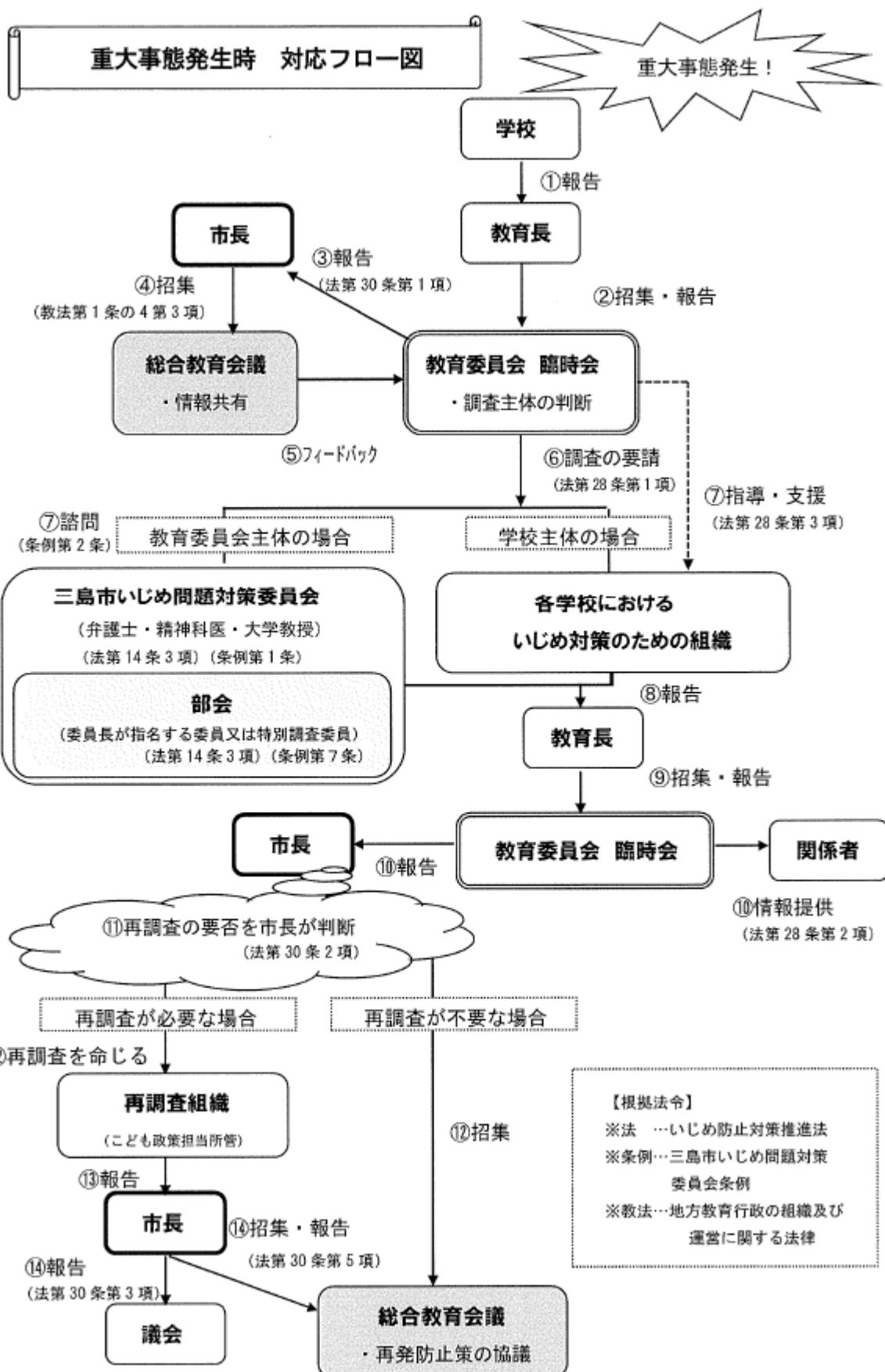
別紙

いじめ対応の流れ



※該当児童への面談等の記録（担任等）

※事案への対応記録、いじめ防止対策委員会の協議内容等記録（生徒指導主任）



別紙 いじめ対策の年間計画

月	担当	取組内容
4	生徒指導主任	・関係機関担当者の把握
	生徒指導部会	・心のアンケート検討
	担任	・いじめ対策基本方針の検討 ・心のアンケート実施・集計と対策、対応
	担当職員	・いじめ防止対策委員会での情報交換
5	生徒指導部会 全職員	・いじめ対策基本方針の検討 ・職員会議での児童の情報交換
6	担任 生徒指導部会	・心のアンケート実施・集計と対策、対応 ・いじめ対策基本方針の検討
7	担任 全職員	・心のアンケート実施・集計と対策、対応 ・保護者面談 ・職員会議での児童の情報交換
8		
9	全職員	・職員会議での児童の情報交換
10	担任 生徒指導部会	・心のアンケート実施・集計と対策、対応 ・三島市「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」
11	全職員	・職員会議での児童の情報交換
12	全職員 担任	・職員会議での児童の情報交換 ・保護者面談（希望）
1	教務主任	・学校評価
2	担当職員 担任	・いじめ防止対策委員会での情報交換 ・心のアンケート実施・集計と対策、対応
3	担任	・次年度への引き継ぎ
定期的な取組		・常設の教育相談 ・道徳教育の充実 ・年9回のハートタイムの実施 ・学校生活向上のための話し合い（計画委員会・学級活動） ・生徒指導部会での情報交換・集約 ・職員会議、及び打合せでの児童についての情報交換 ・月例報告（問題行動・不登校・いじめ）

学校・家庭・地域等での悩み

子ども・保護者の教育相談窓口等

【関係機関】

三島市教育委員会	055-983-2671
----------	--------------

【三島市立小中学校】

東 小 : 975-0110	佐野小 : 993-3310	錦田中 : 975-1093
西 小 : 975-0416	中郷小 : 977-1052	南 中 : 975-0980
南 小 : 975-0225	沢地小 : 986-9433	北 中 : 986-0684
北 小 : 986-0512	向山小 : 971-0707	中郷中 : 977-1144
錦田小 : 975-0042	北上小 : 987-4646	北上中 : 986-8766
徳倉小 : 986-0180	山田小 : 973-0131	中郷西中 : 977-4707
坂 小 : 971-1231	長伏小 : 977-2424	山田中 : 981-2474

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番 (法務省)	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談 (三島市小・中学校)	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
こども家庭センター	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室 (ふれあい教室)	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
三島警察署 (スクールサポートー)	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055-981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしひ」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
こころの電話 (東部健康福祉センター)	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562
心の相談フォーム	みしまGIGAポータルサイト内相談窓口 (悩み事全般)	1人1台端末より投稿可能
三島市発達支援課	子どもの発達相談支援及び助言	055-975-1588
三島市健康づくり課	自傷行為等、命に関わることに関する相談	055-973-3700

【ホームページ・メール相談等】

「いじめ・暴力」相談メールコーナー

https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=84&accessFrom=offerList



三島市青少年相談室 相談窓口 (Web版)

<https://logoform.jp/form/pqff/72754>

